

国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス通報及び相談窓口に関する細則

〔 令和6年3月26日  
規 則 第60号 〕

(目的)

第1条 この細則は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)及び国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス基本規則(平成26年規則第34号。以下「基本規則」という。)第12条の規定に基づき設置するコンプライアンス事案に関する通報及び相談を受け付ける窓口(以下「通報・相談窓口」という。)に関し必要な事項を定め、もって基本規則に定めるコンプライアンスに関わる事案への適切な対応を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 使用する用語は、法及び基本規則において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 「公益通報」とは、基本規則第12条第2項各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学又は本学の業務に従事する場合におけるその役員、教職員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学、当該通報対象事実について処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)若しくは勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。)をする権限を有する行政機関若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者(当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本学の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。)に通報することをいう。

(2) 「通報対象事実」とは、次のイ又はロのいずれかの事実をいう。

イ 法及び法別表に掲げる法律(これらの法律に基づく命令を含む。ロにおいて同じ。)

に規定する罪の犯罪行為の事実又は過料の理由とされている事実

ロ 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することがイに掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実(当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)

(通報・相談窓口の運営体制)

第3条 通報・相談窓口の連絡先及び通報手段については、本学の役職員等及び学生その他の構成員に対し、適切な方法で周知するものとする。

2 通報・相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

3 通報・相談窓口及び他の諸規定に基づき設置された相談窓口等は、コンプライアンス推進の目的のため、適切に連携を図るものとする。

(通報・相談受付管理者)

第4条 通報・相談窓口に、通報・相談受付管理者（以下「管理者」という。）を置き以下の者をもって充てる。

(1) 総務企画課長及び総務企画課長補佐

(2) 統括管理責任者の指名する監査室員

(3) 基本規則第12条第1項で学長が指名した法律事務所の弁護士等(以下「弁護士等」という。)

2 管理者は、当該コンプライアンス事案に係る通報（以下「コンプライアンス通報」という。）及び通報者保護の仕組みに関する質問等への対応を行う。

3 法第11条に規定する公益通報対応従事者は、統括管理責任者及び管理者とし、その任命は学長が必要に応じ書面をもって行う。

4 管理者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理職、同僚等を含む。）は、本規則に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報の申出等)

第5条 通報・相談窓口への通報等は、電話、電子メール、ファクシミリ、郵送又は面会により行うものとする。ただし、当該利用方法以外により、通報又は相談が行われた場合であっても、窓口が利用されたものとして取り扱うことができることとする。

(通報の受付等)

第6条 弁護士等は、通報等を受けた場合は、速やかに第4条第1項第1号又は第2号に規定する管理者に通知するものとする。

2 第4条第1項第1号又は第2号に規定する管理者は、通報・相談窓口において、コンプライアンス通報を受けたとき又は弁護士等から通報等を受けたときは、統括管理責任者へ報告するとともに、速やかに通報を受領した旨を、当該コンプライアンス事案を通報した者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

3 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、学長へ報告するとともに、当該報告内容の事実関係について、基本規則第14条に定める調査の必要性を公正かつ誠実に検討し、当該通報事案の受理の可否を判断するものとする。

4 統括管理責任者は、通報の受理に際し、通報者に対しその氏名等の情報について調査関係者以外に漏れないよう細心の注意を払う旨明示するものとする。

5 管理者は、通報に関する記録を適切に管理及び保管しなければならない。

6 匿名による通報があったときは、当該通報を信じるに足る相当の理由、証拠等がある場合に限り、これを受け付けることができる。

7 弁護士等への通報において、通報者は、通報を行った後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

(通報の移送)

第7条 統括管理責任者は、通報・相談窓口への通報について、本学の他の規程に基づく相談窓口等において処理されることが適当と認めるときは、通報者に意向を確認し、当該相談窓口等を所掌する理事等と協議の上、当該理事等に移送することができる。

(予備調査の手続き)

第8条 統括管理責任者は、第6条第3項の検討を行うため、必要に応じて、当該報告内容の事実関係についての予備調査を実施することができる。

2 統括管理責任者は、前項の予備調査に当たっては、関係する部局の推進責任者に協力を求め、当該報告内容の関係資料等の確認を行うことができる。

(秘密保持義務)

第9条 管理者又は管理者であった者は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為を行ってはならず、正当な理由なくその職務に関して知り得た事項であって通報者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通知)

第10条 統括管理責任者は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。）や当該調査に協力した者の名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(被通報者が役員等である場合の措置)

第11条 被通報者が役員（監事を除く。）又は副学長の場合、第4条第1項第1号及び第2号に規定する管理者は、第6条第2項に基づく報告を統括管理責任者に替えて監事に行わなくてはならない。

2 監事は、前項の報告を受けたときは、通報内容を確認し、通常の見取りでは事案の処理の公平性に問題が生じるおそれがあると判断した場合は、自ら調査等を担当することができる。この場合において、第6条及び基本規則第14項並びに第15条までの条中「統括管理責任者」とあるのは「監事」と読み替えて適用し、第6条第3項の学長への報告を行わないことができる。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。